

別表1 果樹輸出産地強化支援事業補助金の交付対象となる経費及び補助率等

事業名	事業実施主体	対 象 経 費	補助率 (補助上限額)	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
果樹輸出産地強化支援事業	「果樹産地構造改革計画」を策定済みまたは事業実施年度内に策定が確実と見込まれる産地協議会の構成員である農業者、農業協同組合及び農業法人	<p>産地が作成する「果樹産地輸出計画」の実現に向けて行う、優良品種の新植・改植等の生産基盤強化の取組及び輸出向けの高品質果実の生産に資する生産資材の導入及び機械設備の導入・リース導入並びに産地の生産出荷体制の強化に係る経費</p> <p>(1) 優良品種の新植・改植</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽費（伐採、抜根及び整地、植え付け、育苗に直接必要な経費） ・資機材費（支柱、肥料、土壌改良資材、被覆資材、バックホー、ストーンクラッシャー 等） ・委託費（伐採、抜根、整地、植え付け、育苗作業の委託経費） ・施設整備費（育苗施設の整備に直接必要な経費） <p>(2) 高品質果実の生産・省力化に資するスマート農業技術の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材費（マイクロスプリンクラー（かん水の目的を除く）、気象観測装置、防除用ドローン、除草ロボット 等） ・設備設置費（マイクロスプリンクラー、気象観測装置等の設置に直接必要な経費） <p>(3) 果実品質の向上・生産量確保に資する機械・資材の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材費（液肥混入機と一体的なマルドリ栽培システムの導入、防風ネット（4面含む）、農薬ドリフト防止ネット、採薬機、開薬機 等） ・設備設置費（液肥混入機と一体的なマルドリシステム、防 	<p>1 / 2 以内 (補助額 100 万円以内)</p> <p>1 / 2 以内 (補助額 200 万円以内)</p> <p>1 / 2 以内 (補助額 100 万円以内)</p>	<p>1 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える減少</p> <p>2 補助対象経費の増加</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p>

		<p>風ネット、農薬ドリフト防止ネット等の設置に直接必要な経費)</p> <p>(4) 省力樹形の導入による労働生産性の高いモデル園地の実証(根域制限栽培、根圏制御栽培、双幹形仕立て栽培の園地実証等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備費(整地、土壌土層改良、排水路の整備に直接必要な経費 等) ・植栽費(伐採、抜根及び植え付けに直接必要な経費) ・資機材費(かん水設備の導入及び(1)～(3)の資機材費に挙げる経費) ・設備設置費((1)～(3)の設備設置費に挙げる経費) ・委託費(整地、土壌土層改良、排水路の整備、伐採、抜根、植え付け、育苗作業の委託経費) <p>(5) 産地の苗木供給体制モデルの実証(育苗施設における多年生苗の効率的な育成技術の実証等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費(育苗施設の整備に直接必要な経費) ・資機材費(かん水設備の導入及び(1)～(2)の資機材費に挙げる経費) ・設備設置費((1)～(2)の設備設置費に挙げる経費) ・委託費(整地、土壌土層改良、排水路の整備、育苗作業の委託経費) <p>(6) 産地の集荷・流通体制強化に資する機械・資材の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材費(予冷庫、断熱材、鮮度保持資材 等) ・設備設置費(予冷庫等の設置に直接必要な経費) ・施設整備費(予冷庫等の整備に直接必要な経費) 	<p>1 / 2 以内 (補助額 300 万円以内)</p> <p>1 / 2 以内 (補助額 300 万円以内)</p> <p>1 / 2 以内 (補助額 200 万円以内)</p>		
--	--	---	--	--	--

※国事業「果樹経営等支援対策事業及び果樹先導的取組支援」の対象となる取組は、本事業では対象外とする。

※（１）～（６）の各メニューの下限事業費は５万円（税抜）とする。

※（３）～（６）の取組は実証及び体制強化に必要なかかり増し経費のみを対象とする

※事業費の削減を図るため、見積り合わせを行うこと（該当する設備及び資材が１社しか扱っていない場合を除き、複数社から見積りを取得すること。）。

※植栽費及び設備設置費のうち人件費は第三者が発行する書類で確認できる場合のみ対象とし、自己施行は対象外とする。

※中古機器の導入の場合、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が２年以上であること。

※既存設備の更新（機能向上が図られるものを除く。）は補助対象外とする。

※（１）の取組で対象となる品種は「果樹産地構造改革計画」において振興品種として位置づけられた品種とする。